

第52回 地方分権改革有識者会議  
第147回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和5年2月20日（月）13：59～15：38

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、小早川光郎議員、  
勢一智子議員、谷口尚子議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早  
川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員、勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議  
官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参  
事官

議 題：

- （1）効率的・効果的な計画行政に向けて
  - （2）令和5年の提案募集方式の実施について
  - （3）その他
- 

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただ今から第52回「地方分権改革有識者会議」と第147回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

議員の皆様方及び構成員の皆様方には、御多用のみぎりにもかかわらず、万障繰り合わせて御参集くださいましたことに深く感謝を申し上げます。

本日は公務が御多忙のところにもかかわらず、岡田内閣府特命担当大臣に御臨席を頂戴いたしております。後ほど大臣からお言葉を頂戴いたしますけれども、その際、カメラが入室をいたしますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

また、有識者会議の木野議員、後藤議員、三木議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員、野村構成員は所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

また、高橋部会長は後ほど遅れて御出席される予定になっております。

ここでカメラの御入室をお願いしたいと思います。

（カメラ入室）

（神野座長） それでは、会議の開催に当たりまして、岡田大臣から御挨拶を頂きたいと存じますので、よろしく願いいたします。

（岡田大臣） 皆様、お疲れ様でございます。

皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また、本日も大変御多忙の中、こうして御出席を賜り、誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

前回、昨年11月の合同会議で御了承いただきました対応方針につきましては、昨年12月20日に地方分権改革推進本部、また、閣議においても決定をいたしまして、地方から寄せられた支障の解消につながるような対応を図ることができました。おかげさまと感謝を申し上げたいと思います。

これに基づいて、第13次地方分権一括法案を今国会に提出する予定でございます。この地方分権一括法案の早期成立を含めて、早急に制度改正及び運用の見直しが行われるように、引き続き努力をしてみたいと存じます。

また、12月の推進本部において、岸田総理より、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドをこの春を目途に決定できるようにとの指示を頂いているところであります。このナビゲーション・ガイドについては、昨年12月以来4回にわたってワーキンググループで熱心な御検討をいただいているところであり、これにも感謝を申し上げたいと思います。

本日の皆様方の御議論を踏まえて、政府としてのナビゲーション・ガイドの決定に向けた調整や令和5年の提案募集を進めてまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日もどうか活発な御議論を賜りますようお願いを申し上げて、冒頭、一言御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大変恐縮でございますが、カメラの皆様方にはここで御退室を頂ければと思います。御協力を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、議事に入りたいと存じます。

お手元の議事次第にございますように、本日は「その他」を含めると3つでございますが、大きく2つの議題を準備させていただいております。

第1番目の議題になりますが、「効率的・効果的な計画行政に向けて」という議事でもって審議を頂戴したいと思います。

大臣からもお話がありました。計画策定等に関するワーキンググループ、この座長として御尽力を頂戴いたしました勢一議員から、ナビゲーション・ガイド案やこのワーキンググループの報告、これも案でございますが、こちらについて資料1-1から1-3に基づいて御報告を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

それでは、15分程度お時間を頂戴して御報告させていただきます。

お手元の資料1の3種類のうち、初めに資料1-1により説明をさせていただきます。

1ページの「主な経緯」にございますように、計画策定等に関するワーキンググループは、令和3年11月の本有識者会議におきまして、同会議の下に開催することが決定されたものでございます。令和4年2月には、令和4年提案募集における計画策定等の見直し

の考え方や計画策定等における基本原則などを内容とします「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を取りまとめ、本有識者会議に御了承いただきました。その後、骨太の方針におきまして、計画策定等に関する基本原則が明記されましたことを受けて、各府省における検討に資するようナビゲーション・ガイドを作成すること及びワーキンググループにおいてナビゲーション・ガイドの案を作成すること、これが本有識者会議で決定されました。

ワーキンググループでは、昨年12月以降、全4回にわたる審議と地方公共団体との間での意見交換を行いました。意見交換では、都道府県、指定都市、小規模な市町村での取組や実務の実態をお伺いすることができました。そして、審議におきましては、幅広い分野で御活躍の先生方に熱心にかつ深く御議論を頂戴いたしました。

ワーキンググループの検討結果としましては、1の後ほど御説明いたしますナビゲーション・ガイドの案を作成するとともに、2のナビゲーション・ガイド案の補足説明、地方公共団体の取組事例等を内容とする報告の案を作成いたしました。この報告案は、2に掲げました構成にしておりまして、第1としてナビゲーション・ガイド及び報告の要旨、第2として令和3年と令和4年の提案募集の結果をまとめるとともに地方公共団体との意見交換の概要を記載し、第3としてナビゲーション・ガイドの補足説明を行っております。

次に、2ページによりまして、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドの案のポイントについて御説明させていただきます。左上の「趣旨」でございますが、計画策定等に係る「骨太の方針2022」に明記された地方公共団体に対する新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合などの基本原則に沿った対応となるよう内容を議論いたしました。そして、ナビゲーション・ガイドは、各府省が制度を検討するとき及び制度を見直すときなどに使っていただくものとしております。あわせて、地方公共団体におきましても、当該団体での計画体系の最適化の取組などにおきまして御活用いただくことも期待しております。

Iは、各府省における「制度の検討にあたっての進め方」について記載をしております。初めに、国又は地方公共団体が処理することが想定されている事務の検討に当たりましては、国と地方の適切な役割分担等の観点から、事務処理主体において国とするか地方とするか十分に検討すべきであるとしております。

次に、検討におきまして、将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現形式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則とすべきとしております。検討を行う中で計画等の形式を検討する場合は、計画等に係る体系を明示すべきとしております。そして、地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合、代替案との比較結果、計画策定等に係る負担の見込みなど、計画等の形式によらざるを得ない理由を地方六団体に示すべきとしております。

次に、IIの「計画行政のあり方」では、具体的に形式等につきまして記載をしております。原則として地方公共団体の判断に委ねるべきとし、形式を法律で規定せざるを得ない場合

は、個別ケースごとに計画等以外の形式として適切な形式を検討していくべきとしております。そして、その具体例を提案募集への対応結果を基に記載しております。

次に、そうした検討をしてもなお計画等の形式によらざるを得ない場合でも、1の①としまして、計画等に関する規定は「できる規定」を優先的に検討、②としまして、既存計画等の統廃合や既存計画等への内容の追加とすることを検討、③としまして、関連する計画との一体的な策定等が可能であることを規定することを検討すべきであるとしております。

あわせて、2、地方公共団体におきまして計画体系の最適化を可能とすべきであるとして、国が策定を求めている計画等につきまして、①一体的な策定、上位計画への統合が可能なものを明確化すべき、②地方公共団体の総合計画等に計画等の全部・一部の内容を記載できるものを明確化すべき、③それらになじまない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化すべきであるとしております。そして、そうした明確化がされていないものにつきましては、地方公共団体における計画体系の最適化の判断に委ねるべきとしております。

次に、計画策定等に係る事務負担につきましては、各府省において、地方公共団体の負担の適正化をすべき、一方で、技術性が求められる計画等につきましては、地方公共団体の意向を踏まえ技術的支援の拡充をすべき、他方で、国の職員のマニュアル、ツールの策定等に係る負担も地方公共団体から求められている程度でよいとして、国の職員の負担も適正化すべき、次に、計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねるべき、そして、冊子による計画等の製本を求めず、計画等の電子ファイルでの策定や電子的な国への送付等を可能とすべきあるとしております。

次に、Ⅲの「計画行政の推進にあたっての重要事項」としまして、通知等によるものうち、技術的助言として策定を求めているものにつきましては、その旨明示すべき、既存の計画等についても、計画期間の終了時等定期に在り方を見直すべきであるとしております。

資料が替わりまして、資料1-2、こちらはナビゲーション・ガイド案の本体でございます。

次に、資料1-3でございます。ワーキンググループの報告書案でございます。

目次をお開きください。詳細な説明は割愛させていただきますが、先ほども御説明いただきましたとおり、「はじめに」と第1のナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨の後に、第2として令和3年と令和4年の提案募集への対応の総括や地方公共団体側の意見などを記載しております。第3としてナビゲーション・ガイド案の記載の補足説明を加えております。最後に「おわりに」において、報告案の締めくくりといたしまして、内閣府をはじめ国側への期待などを記載しております。例えば議員立法につきまして、各府省における取組が進んでいくことで、議員連盟等において法案が検討される場合に、立法府事務局においても配慮されることを期待するとともに、立法府事務局に対し、ナビゲーション・

ガイドの取組の説明を行っていくべきであるとしております。

以上、御報告とさせていただきます。御検討のほどよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ここで岡田大臣は御公務のため御退室されます。御公務御多忙の折にかかわりませず御臨席くださいます。本当にありがとうございました。

(岡田大臣) 恐縮です。中座をお許してください。どうか御議論をよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

(岡田大臣退室)

(神野座長) それでは、ただ今勢一議員から資料に基づいて御説明を賜りましたけれども、これに関しまして御意見及び御質問を頂ければと思いますので、御発言を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、湯崎議員、発言の冒頭を切っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(湯崎議員) ありがとうございます。

まず、この計画の問題ですけれども、地方として非常に高い課題意識があったところでありまして、特に例えば努力義務規定やできる規定となっても、実際問題として国庫補助金の交付要件に計画等が求められるといったことであるとか、計画策定時あるいは変更時に所管の省庁と協議が必要であったり、あるいは同意の手続が必要で、非常に過大な事務負担が求められることであるとか、そういうところがありまして、知事会として国に改善要望をさせていただいていたところですが、今回このナビゲーション・ガイド、相当に前進をしたと受け止めておりまして、これについて勢一先生をはじめとして皆様方の大変な御尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。

今後の運用が非常に重要になってくると思っておりますが、制度についての意思決定の形式などを地方公共団体の判断に委ねるといったことであるとか、あるいは現場サイドで地方公共団体の判断で計画体系を最適化するということが盛り込まれておりまして、ナビゲーション・ガイドがしっかりと運用されることで、こうした課題の改善が図られることにとっても期待をしております。

一方で、肝腎なところでいうと、各府省がナビゲーション・ガイドに基づいて、ここに記載された原則が実効性を持つように計画行政に取り組んでいただくことが必要だろうと思っております。そのために必要なことでいうと、例えばこの各府省の取組が原則に沿ったものであるというチェックをすることになると思いますが、その体制をしっかりと取っていただくといったこと。それから、そもそも新しい制度を国の役所が導入するときに、これは法律にもなると思いますが、その検討段階で有識者会議や審議会等を開催して議論されると思いますが、そういう中でも原則をしっかりと周知をしていただくことで、各府省がナビゲーション・ガイドを遵守していくことを担保していくべきではないかと思っております。

今後、これは内閣府へのお願いになるわけですが、このナビゲーション・ガイドが実効性を発揮できるように、引き続き地方と十分に議論を行っていただきまして、その意見を活かして今後必要な改善を行っていくといったことで、運用のPDCAについても回していただければと思っております。

繰り返しになりますが、大きな前進だと思っておりますので、これは今後の運用について、我々地方側もしっかりと力を入れながら協力して進められればと思っております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。有益なコメントを頂戴いたしました。

それでは、市川議員、いいですか。いつも申し訳ありません。

(市川議員) ありがとうございます。

本当に素晴らしいものをまとめていただいたと思っております。この提案募集検討専門部会が始まって以来様々な事象がありました。今回そのような形で整理していただきましたが、今後改めて効率的・効果的な運用に努めるという意味で、湯崎知事からのお話もありましたとおり実効性を持ってしっかり進めていただきたいと思います。また、実務を進める中でいろいろとまた新しい問題も出てくると思われますので、それに対しても引き続き見直していくことも含めてフォローアップをしっかりしていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、小早川議員、コメントを頂ければと思います。

(小早川議員) ありがとうございます。

計画行政に関するナビゲーション・ガイドの御説明、大変ありがとうございました。何が問題であり、何に気を付けるべきかを体系的にきちんとまとめていただきました。ここまでおまとめになるのは大変な御努力だったと思います。大変ありがたく、高く評価したいと思います。次は、政府におかれてこれをきちんと位置付けて、各府省にその趣旨を十分徹底し周知して、中身をしっかりと実行してもらうように働きかけていただきたいと思います。

伺っている印象を1点だけ申しますと、計画について法律で規定する場合の形態ですが、できる規定の形を優先し、それにできるだけ持っていくべきである、そうでなければ努力義務規定の形でいくべきであるという順位づけがされています。もちろんそれでいいと思うのですが、今回の文書は、できる規定はあくまでも「できる」であって義務付けの意味はないことを強調しておられ、また、努力義務規定についても、計画を作る義務ではなくて努力する義務にとどまっています、それ以上のものではないことを強調して書いておられます。それはそのとおりだと思うのですが、裏返して考えると、これを受け取った側が、それだけのものだから法律に書き込んで別に構わないではないかと思ひ、また行動する、ひょっとしてそのように取られるかという心配もある。私としては、そのよ

うに法的には大したものではないはずなのだけれども、逆に、それでもなお法律に努力義務規定なりできる規定なりを書き込むのはなぜなのか、その理由を、法律案を作る各府省の側からはっきり説明してもらい、できる規定だからいいではないですかというのではなくて、なぜそれでもできる規定が必要なのか、できる規定にすることで何を狙っているのかということをごきちんと説明してもらい、そういう手順が立法に際して必要かという気がいたしました。この本文なり報告書なりにはそういったことも書かれているのかと思いますけれども、私としてはそのことを念のため申し上げておきたいと思ひます。

できる規定とか努力義務規定とか、行政法の授業をしていて説明ができない、何でこんなものがあるのかということそれ自体も問題で、その辺、実務としてはっきりした位置付けができればいいと思ひて申し上げた次第です。どうもありがとうございます。

(神野座長) 有益なコメントをありがとうございました。

それでは、谷口議員、御発言いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

(谷口議員) ありがとうございます。

ナビゲーション・ガイドのワーキンググループにおかれましては、このような丁寧な文書案を作っていただき、誠にありがとうございます。この会議におきましても、長年地方分権を進めるための効率的な、また、各自治体においてやりやすい行政の在り方が提案され、具体的な改善がなされてきました。特に、最近の懸念事項であった計画策定の増加に対して、抜本的に見直しを迫るものとして、非常に有意義であると思ひました。

このナビゲーション・ガイドによって、各府省が自覚的に計画策定要求の在り方を振り返り、見直しが進めば、大変喜ばしいことかと思ひます。こちらの文書にある自治体からの要望を拝見すると、新規の計画策定要求を抑制してほしい、また様々な計画策定の統廃合を進めてほしいということが前提としてあるように見受けられました。こうしたナビゲーション・ガイドが、そうした点の見直しを迫るものであることが期待されると思ひます。本当にありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、伊藤構成員、質問ないし御意見につきまして頂戴できればと思ひます。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

今回このナビゲーション・ガイドの案がまとまったということで、大変喜ばしいと思ひます。ワーキンググループの先生方、事務局の皆様の御努力に感謝を申し上げたいと思ひます。

私から特に付け加えることはないのですが、先ほど湯崎議員がおっしゃったとおり、これは実効性をどう担保していくかが非常に重要だと考えております。最後の「おわりに」のところで、私、以前から発言しておりますとおり、議員立法の問題についても言及していただいております、ここの部分は非常に重要かと思ひております。

また、各府省の政策・制度の検討を行うに当たってのナビゲーション・ガイドになるかと思ひますので、どういう形で各府省に徹底をするかというのはいろいろこれから検

討がなされると思いますけれども、例えば法案を最終的に担当する各府省の大臣官房の総務課なり文書課の方にきちんとこれを徹底していただくことも含めて御検討いただければと考えております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大橋構成員。

(大橋構成員) 大橋でございます。

今回こういう形で準則がきちんと整理されたことは、非常に大きな進歩だと思います。大変感謝しております。

その上で、細かい点なのですが、誤解されないように、少し気になったところについて発言させていただきます。報告書でいいますと 11 ページ、通し番号でいいますと 20 ページのところです。今まで要求されてきた事務負担の問題として、内容が専門的過ぎて外部委託をせざるを得なくなって財政面で苦勞しているという指摘があって、確かにそのとおりなのですが、問題はこれだけではなくて、むしろ本来は国や都道府県が担うような専門性の極めて高い事項を市町村に平気で求めているという、ある意味無理筋なものがかかり見られるので、そういうものはやめてほしいということと、事務処理能力、特に量的に時間や人員の点で過剰なものを要求しているといったものがかかりありますので、そうしますと、結局はキャパシティを超えて外部委託をすると、結果として地方公共団体に計画策定に伴うノウハウといいますか、専門性の蓄積がされていかないという大きな問題があるように思います。そういうことも追加していただけるとありがたいと思いました。

あと、報告書の 16 ページ、通しの 25 ページのところ。計画の体系図を作ってくださいということは、確かに計画の間のダブリを防ぐとか、計画の間の調整を図るといふ点では非常に有用な思考方法だと思うのですが、他方で、提案の内容などを見ますと、計画体系をあまりにリジッドに考えて、必ず基本計画があれば実施計画が必要だということと不要に地方公共団体に負担を強いている例が多いような気がします。ですから、むしろ基本計画がなくても実施計画のできるのであればそれでいいし、基本計画があればそれで十分で、実施計画は不要だと考えますので、体系を求めることによって妙な完璧主義のようなものが発生しないように留意することが大事かと思いました。

次が報告書の 24 ページ、通しの 33 ページです。ここで、できる規定の優先という先ほど小早川先生がおっしゃった点なのですが、普通の処分やそういうものでありますと、なるべく事務の内容が強くなるに従ってやめてもらいたいとか、そういう議論はずっと地方分権で今までやってきた基本的なものであると思うのですが、計画の場合にはそもそも努力義務を課すこと自体に懐疑的で、それに基づいていろいろ変なことが行われてきたということがあるので、一番最初に、ここにも書いてあるのですけれども、計画について指示をする場合には、あくまでもそれはどんな規定形態であれ例外なので、それについての説明責任を果たした上でその選択に入ってくださいという議論の仕方がいいと思いました。

報告書の 29 ページ、通しの 38 ページですが、ここで計画によらざるを得ない場合であ



っても、原則として地方公共団体で共同策定できることとすべきであると書いてあって、これはミスリーディングされると、必ず共同策定に誘導するような形になってしまい、かえって負担になりますので、これはあくまでも単独策定ができることを前提にした上で、もし御希望があれば共同決定という形で事務負担をシェアすることも結構ですというように、むしろ表現ぶりとしては下にある【第1次とりまとめ】のような形で、共同策定も可能であることを原則とすべきであるという言い方のほうが疑義がないのかという気がいたしました。

最後ですけれども、32 ページ、通しの 41 ページです。ここの④の i というところで、例外的に計画期間を国が設定する場合であっても、定期的に計画の見直しをする旨の規定とするという表現は、少し分かりにくいという気がします。見直しを求める趣旨なのだということで、あくまでも計画期間については厳格なものとして取られないように、余地はきちんと残してくださいというようなコメントを付けていただければよいという気がいたしました。

非常に細かいことばかり申し上げましたけれども、変に揚げ足を取られたり、誤解が発生するといけないと思いましたので、あえて付言させていただきました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、一当たり議員、構成員の皆様方に御意見を頂戴いたしました。皆様方の御指摘に対して勢一議員から何かコメントすることがございましたら承っておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(勢一議員) 勢一です。

皆様、貴重な御助言いただきまして、誠にありがとうございました。

ナビゲーション・ガイドは新しい試みでもありますので、皆様から頂戴した御助言をしっかりと受け止めて、実効性があるものにしてまいりたいと思います。

複数の議員の方々から、実効性をこれから発揮させていくことが重要だという御意見を頂きました。この点はワーキンググループでも毎回の議論でそういう観点が出されておりました。ナビゲーション・ガイド、まだ案ですが、作成はしましたが、これを使っただくのは各府省でございますので、こちらについては是非分権室のお力添えも頂きながら、内容や趣旨をしっかりと理解をして取り組んでいただけるように工夫をさせていただくことが大事なのかと思っております。適宜、そういう部分につきましては、私も事務局と一緒にしっかりと考えていきたいと思っております。

また、小早川議員、大橋構成員などから御指摘を頂きましたけれども、計画について国側ができる規定や努力義務規定であってもそれを求めるのであれば、説明責任はその制度設計をした側にあるというのは、まさに御指摘のとおりだと思っております。その点は今後紛れがないように、ナビゲーション・ガイドを実施していく中でも繰り返し伝わるように、誤解されないようにしっかりと努めていければと思っております。

いずれにしても、湯崎議員から言っていただきました大きな前進だということろ、ワーキンググループで議論をした立場として非常にありがたいお言葉を頂戴したと思っています。地方公共団体の皆様のこれからの計画行政が適切な形、体系的にも望ましい形で進められるように、私も引き続きしっかり勉強をしてみたいと思います。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

事務局からコメントをしていただくことがあれば頂戴しておきますが、いかがでございますか。

(加藤室長) ありがとうございます。

実効性が非常に課題だといいますか、どうするかということが重要だという御指摘を繰り返し頂きまして、勢一先生からもございましたが、これからの課題だと思っております。いいものを作っていたいただくと受け止めておりますので、その部分、しっかり確立できるようにしていきたいと思っておりますし、また、その状況につきましては、この会議の場でも報告させていただきたいと思っております。

また、幾つか表現ぶり等で御指摘をいただきましたので、その辺につきましてはよく座長とも相談させていただきたいと思っております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、生産的な御意見をたくさん頂戴いたしましたこと、深く感謝を申し上げる次第でございますが、私の印象としては、体系的にまとめていただいたという評価が大半といえましょうか、基本的な合意事項だと感じておりますが、若干修文等々が必要な場合があるかもしれませんので、この点については私の責任において事務局あるいは勢一議員等々と相談させていただきながら対応させていくという含みを持たせていただいた上で、つまり、修文等々が必要である場合を含めて、その修正について私に御一任いただきたいという御了解を頂いた上で、この有識者会議として条件付で御了承いただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきますので、修文等々を検討させていただいた上で、報告につきましては、案を取った形で公表させていただければと思っております。どうもありがとうございました。

引き続きまして、第2番目の議題ですね。「令和5年の提案募集方式の実施について」を審議させていただきたいと思っております。

事務局から資料2について御説明いただければと思っております。よろしく申し上げます。

(細田参事官) 参事官の細田でございます。

議事の2、令和5年の提案募集方式の実施につきまして、資料2で御説明させていただきます。

令和5年の提案募集につきまして、まず1ページ目でございます。スケジュールですけ

れども、今回御提案いただいた内容をより実現することを目指しまして、秋に予定されている各府省との詰めの協議に更に力を入れるために、例年と比べて秋までのスケジュールを1～2週間前倒しさせていただきたいと考えております。

具体的には、本日の有識者会議・専門部会合同会議が終わりましたら、直ちに事前相談・提案受付を開始したいと思っております。4月25日まで事前相談を受け付けて、5月19日まで本提案の受付ということにしたいと思っております。1団体だけの提案ではなくて共同提案のほうが説得力が増しますので、例年どおり共同提案については積極的に推奨していきたいと思っております。また、事前相談を早めに頂いた自治体の提案につきましては、その自治体の御了承も得て、ほかの自治体にそれを見ていただいて、共同提案を募る取組も例年どおりやっていきたいと考えております。また、追加共同提案ですけれども、5月19日の提案受付が終わった後に、意向調査をしていくことをしたいと思っております。6月中旬に有識者会議・専門部会の合同会議で重点事項を決定していただいて、関係府省からのヒアリングなどをまた専門部会でお願いしたいと思っております。8月上旬にもう一度合同会議を開いた後で、9月上中旬に関係府省からの2次ヒアリング、こちらをまた専門部会でお願いしたいと思っております。今回のスケジュールで申しますと、特にこの時期に少しお時間を頂いて、各府省と詰めの協議をさせていただきたいと考えております。

ここからは例年どおりのスケジュールになりますが、11月中下旬に合同会議を開いていただいて、対応方針案を了承していただいた後、12月中下旬の閣議決定に行くという形をお願いしたいと考えております。スケジュールについてはこのように考えているところでございます。

2ページを御覧ください。令和5年の重点募集テーマを2つ考えております。2ページにございますとおり「連携・協働」、この協働は協力しながら働くという意味での協働でございます。また、4ページを御覧ください。「人材（担い手）確保」、この2つを考えております。いずれもここ最近実際にお寄せいただいた地方からの御提案の中で実現した御提案の傾向から、現場において多くの自治体において課題になっているものと思われまして、重点募集テーマとして掲げることで、各自治体において現場における支障事例や改善すべき提案の潜在的なシーズに気付いていただけるきっかけになるのではないかと期待しているものでございます。また、いずれのテーマも住民サービスの向上に資するものと考えておりまして、地方分権の効果を地方公共団体にとどまらず広く国民の皆様実感していただける御提案を頂けるものと期待しているところでございます。

もう一度2ページを御覧ください。まず1つ目のテーマ「連携・協働」でございます。地方公共団体において、団体内部の各部局間、また、国や他の地方公共団体との間、事業者やNPO等との連携・協働を図ることによりまして、住民サービスの向上に資する見直しを期待するものでございます。「提案の視点の例」としまして、①から③までお示しております。各黒ボツは近年御提案いただいた具体の事例を参考としてお示しさせていただいている提案の例でございます。矢印でお示しさせていただいているものは、更にこう

した視点も考えられるのではないかという例をお示しさせていただいたものでございます。

もう一度4ページを御覧ください。もう一つのテーマ「人材（担い手）確保」でございます。既に地方におきましては、人材（担い手）確保は大きな課題となっております、これから人口減少社会におきまして、こうした課題は更に深刻化することが懸念されるところでございます。このため、今回重点募集テーマとして「人材（担い手）確保」を取り上げることで、地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質を維持・向上する見直しを求める提案を期待するものでございます。「①地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材（担い手）の確保」「②人員配置・任用に係る規制緩和」「③特定の業務に係る資格要件等の緩和」「④地方公共団体の行う業務における外部人材の活用」としまして、それぞれ近年いただいた御提案を参考に具体例をお示しさせていただいております。

重点募集テーマはこの2つを掲げておりますが、一番下に書いておりますとおり、ここに示した「提案の視点の例」にかかわらず、これ以外にも地方からの自由な提案を広く受け付けるということをしかりと強調していきたいと思っております。昨年の重点募集テーマとして掲げました「デジタル」や先ほど来御審議いただきました「計画策定等」についても、引き続き広く受け付けてまいります。「計画策定等」につきましては、本日御審議いただきましたナビゲーション・ガイド案も活用しながら、引き続き各府省としっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

6ページを御覧ください。毎年同じような形でございますが、提案を更に頂けますように、ウェブ会議システムを利用した研修をしたり、事例集や今回お配りしておりますハンドブックなどの資料も新しく作りまして、これらを自治体の方々に御活用いただきたいと考えております。また「全国説明会」も実施しております。参考資料1、参考資料2を後ほど併せて御覧いただければ幸いです。重点募集テーマにつきましては、地方六団体等を通じて積極的な提案を呼びかけております。更には、先ほど来申し上げておりますけれども、一番下にありますとおり、共同提案についてしっかりとPRして、できるだけ共同で御提案していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

このような形で令和5年の提案募集を進めさせていただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（神野座長） どうもありがとうございました。

それでは、御審議賜りたいと思っておりますので、ただ今事務局から御説明を頂戴いたしました令和5年の提案募集方式の実施につきまして、御質問、御意見を頂戴できれば、御発言を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

いつも申し訳ありません。湯崎議員から御発言を頂戴してよろしいですか。

（湯崎議員） どうもありがとうございます。

まず、この令和5年の提案募集方式のテーマですけれども、「連携・協働」「人材（担

い手)確保」という2つのテーマになりまして、例示に本県が提案して実際に実現をしていただいた例も入っておりますが、住民サービスの向上に資する重要なテーマだと思しますので、地方側からも積極的に意見を出していきたいと思っております。

来年度のこの提案募集方式というか全体に係る意見になりますが、この提案募集制度も平成26年に始まりまして、非常に多くの制度改正につながっているということで、重要な、また、有効な取組だと思っております。これは一つ一つ検討していく必要があるので、丁寧な手続ですし、綿密な議論も行われるということで、1つの改正事項を実現する上で非常に多くの時間と労力がかかっているかと思っております。実際にこの労力を費やしていただいている先生方あるいは各府省の皆様にも、本当に敬意を表する次第ですが、この提案募集も10年を迎えているところでもありまして、こういう中で、地方制度調査会もある中でどこから声を上げるのがいいのかということもあります。国と地方の役割分担や税財政の問題、地方分権のこの大きな問題に取り組むということも重要ではないかと思っております。そろそろこのタイミングで今後の地方分権を進める手法についても考えていく必要があるのではないかと思っておりますので、今後是非そういった点についても御検討いただけるとありがたいと思っておりますのでございます。

特に今回のコロナを経て、国と地方の関係も実態としても少しずつ変わってきているところもあります。いろいろな議論をしながら進めているところもありますし、感染症法なり新型コロナというか新型インフルの特措法の特措法の中での国と地方の役割分担もかなり議論がありました。丁度良いタイミングではないかと思っておりますので、是非そうした検討もお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上です。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

これも申し訳ありません。市川議員、お願いできますか。

(市川議員) ありがとうございます。

まず、今年の提案募集の方式については、スピードアップをして議論の中身を深めていくという意味で最大限の配慮がされているかと思っておりますので、スケジュールをしっかりと守って進めれば良いと思っております。テーマ設定をすることで共通の課題が見えてくることもありますので、今回の計画策定に関するナビゲーション・ガイド作成にもつながりましたように、テーマ別に集中して議論するのは非常に重要だと思っております。

そういう意味では、今回一つ目のテーマであります「連携・協働」というのは、自治体の境界を越えて、住民視点・地域という観点で、住民サービスの向上に資するような取組が各地で行われているわけですが、それがどのような形で支障事例として出てくるかということについて、非常に興味がございます。是非広い範囲で住民サービスの向上に資する取組において、どんな支障が生じているのかを見てみたいと思っております。

2つ目の人材に関しては、これも各自治体の重要課題である適材適所の人手不足ということに対して解決策を模索する意味でも、このテーマで事例が集まってくるというのは非

常に価値があると思いますので、良いテーマ設定だと思っております。もちろんそれに加えて広範囲にわたるテーマについても募集をするという点についても、進めていただきたいと思います。

今、湯崎知事からもお話がありましたが、このように丁寧に個別課題を潰していくことは今後も必要であるとは思いますが、それはこれまでの経験を通じて一つの手法ややり方が見えてきたとすれば、それはそれで粛々と進めるような仕組みが必要ではないかと思えます。そして、この会議で議論すべきテーマについては、これとは別にもう少し皆さんで意見交換をして、この地方分権改革有識者会議等の在り方についても一度議論してみることは、私としても非常に有意義なことだと感じています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

引き続き、小早川議員、御発言を頂戴してよろしいですか。

(小早川議員) ありがとうございます。

一つちょっと違った観点かもしれませんが、この提案募集を更に充実させていく方向と、さっき、それと並んで基本制度的な観点からの検討もそろそろまた必要なのではないかという御意見もありました。それもそのとおりだと思うのですが、この提案募集型の作業を更に進めていくという筋で考えた場合に、この機会に申し上げたいのは、私はあまり働きがよくなかったのですが、専門部会のメンバーの方々は大変な努力を積み重ねてきておりますし、事務局、分権室の方々の縁の下の御努力というのは、これはもう膨大なものだと思うのです。それでもってこれだけの成果を上げてきているところであり、その努力は続けていかなくてはいけないのですが、おいおい地方側も、提案するところから更にもう一歩進んで、それを実現に持っていくようなナショナルな観点での議論をだんだん担っていただけるといいのではないかという感じがしております。今でも分権室に地方からの職員の方が入っておられるように理解していますけれども、それを更に次に進めるような形で、今すぐにどうこうというのはなかなか難しいかもしれないのですが、例えば六団体あるいは執行三団体といったところで人材を育てていただいて、この種の議論を地方側の人材も含めて皆でやっていくような体制にならないかと考えている次第です。

何を悠長な夢物語を言っているかと言われるかもしれません。特に地方自治体は今、どこでも人が足りなくて困っている、そんな中央の仕事の手助けなんかとてもできないよと言われるかとも思うのですが、今すぐでなくても地方の側で将来そういう役割も担っていただけるといいのではないかと、今、湯崎知事さんの顔を見ながらそういうことも考えている次第でございます。一言申し上げました。

(神野座長) どうもありがとうございます。

それでは、谷口議員、いいですか。

(谷口議員) ありがとうございます。

まず、本年度の提案募集の重点テーマとして、「連携・協働」そして「人材（担い手）確保」が挙げられていることについて、これまでの提案募集で出されてきたトピックの中でも多く、そして、重要性が高いものであるということで、大変意義深いと思いました。先ほど御言及があったかと思いますが、今次の地方制度調査会でも、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機として、いわゆる「非平時」や緊急事態に、国と地方がどのように仕事を分担し、連携していくかといったことが議論されています。連携・協働の在り方や、重要な人材の確保・育成していくかが、非常に大きなテーマになっておりましたので、是非これらの点について地方から効率的・効果的な運用の在り方を提案していただければと思います。

先ほどの議論と、また、小早川先生からの御提起もあったように、地方分権は長年推進されてきた反面、マクロレベルでは人材や財源などの資源の不足が目立ってきています。同時に、感染症の蔓延であったり、安全保障であったり、あるいは人口減少・偏在問題であったり、非常に困難なリスクが増えてきている中で、地方だけでできることにも限りがあると。こうした中で、「地方でできることは地方で」、あるいは「地方がやりたいことは地方で」という考えは重要ですが、一方で重大なリスク等に関しては、国の指示あるいは求めが強くなることもあるかもしれません。本当に必要なことに限ってはそういったことがあるかもしれませんが、地方分権を推進する姿勢を持ち続けることが大事なのだとも思っております。

こうした点から、この会議で進められている提案募集の仕組みの継続は非常に重要だと思いますし、また、地方の仕事が増えるのであれば常に効率化を進める、やりやすいやり方を地方から発信していただくことは重要かと思いました。

以上です。

（神野座長） どうもありがとうございました。

順番どおり進めたいので、高橋先生、ちょっとお待ちいただいて、構成員の皆様方に御意見を頂戴いたしますが、勢一先生はここで頂いたほうがいいかな。勢一議員、お願いできますか。

（勢一議員） ありがとうございます。勢一です。

御説明いただきました令和5年度の提案募集の方針につきましては、私も賛同いたします。人口減少という課題に向き合っている地域社会においてはタイムリーな2テーマではないかと感じております。

とりわけ「人材（担い手）確保」のテーマについては、人口減少が進行している中で、有資格者などの専門人材の不足が長らく課題になってきています。既にこれまでの提案募集でも多数提案が寄せられてきたテーマでもあります。ただ、人口減少社会では常に担い手不足、人材不足でありまして、これまでと同じ体制や基準ではもはや限界というところがあります。ですから、マンパワーに制約があることを前提として、制度や運用体制に何らかダイナミックな工夫が必要ではないかと部会に関わって感じているところです。特に

この点については重点募集テーマの1の「連携・協働」とも関連しますし、昨年度の「デジタル」の部分も絡み合ってくるころかと思えます。複合的な形で改革的なことができないかということは感じていまして、少し期待もごさいます。

1つ目の「連携・協働」については、人材と担い手不足を乗り越える方法の一つという側面もあります。例示していただいています複数の地方公共団体による計画の共同策定を可能とする見直しで、ナビゲーション・ガイドを先ほど御承認いただきましたけれども、このアイデアの源泉というのはこれまでの地方提案ですし、地方公共団体のこれまでの実務で蓄積されてきた経験知、これが基礎になっています。そういう意味では、計画行政以外の分野についてもそうした住民の近くで行政を担っている地方公共団体の現場知が制度を良くしていく、変えていく原動力になるのではないかと期待をしているところです。また、連携と協働につきましては、国と地方公共団体との連携・協働が挙げられているところ、これは非常に関心を持っています。どちらがどの権限を担うのかというところで進められてきた地方分権改革の先の姿ですね。国と地方公共団体がパートナーとして行政を担っていく、そういう制度設計につながるヒントが得られるのではないかといいことで、ここについても現場知からの提案を期待しているところです。

私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、伊藤構成員、御発言を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

令和5年の提案募集の方針についての全体のスケジュールや重点募集テーマについては、特に異存ございません。

既に皆様から御意見があったとおり、人口減少社会において行政に用いるリソースが絶対的に不足してくるということで、今の状況で自治体が直面している様々な支障を是非積極的に提案していただきたいと考えています。抽象的にはこの人口減少でリソースが減るというのは分かるのですが、今、そして、これからどういう具体的な工夫の余地があり得るのか、あるいはそれではもう足りなくて制度的に抜本的に見直しをしないとたないのかということについて、是非いろいろな御提案を頂きたいと考えております。私としてもスケジュールが繰り上がった関係でどこまで御協力できるか不安な部分もあるのですが、誠心誠意取り組みたいと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。

引き続き、大橋構成員、お願いできますか。

(大橋構成員) 今回の重点募集テーマに関しましては、最初に1番目ですけれども、「連携・協働」という言葉できれいにまとめていただいているのですが、内容的に見ると、ここに出ている具体例は、手続に関する規制緩和を進めていくことと情報連携をとにかくできるころはどんどんやっていくということで、そうした趣旨の明示が不十分な気がしますので、その点からいいますと、情報の連携を強化するということがどこか言葉で出てく



るといいのかという気がいたしました。

2番目は「人材（担い手）確保」、まさにこれは現場での重要課題なのですが、ただ、国の議論で人材というときには、下にもありますけれども、一定の資格要件を求めてきた。このようにハードルを上げられた状況で、地方側は人がいないと言っているところがあるので、私は問題の本質は担い手の在り方を地方が自分のところの持ち駒を見ながら考えられるということだと思いますので、人材という言葉を使って国から揚げ足を取られるようなことになると嫌なので、そこについては留意が必要かと思いました。

今回の提案募集よりはもう少し大きな話をという要請を湯崎議員などから、いろいろ頂きました。この点は、現場で提案募集に携わっている人間としては、非常にいつも気にしているところで、モグラたたきのようなことをずっとやってきて、すごく手数をたくさん出しているけれども、全体的なフレームワークに響かないというところはどうしたらいいだろうかという悩みがあります。そこで、点から線につなげるということはどうしたらいいか考えてきました。ただし、あまり大上段な議論をすると、抽象論になり、国はむしろ楽なのかという気がするのです。ですから、提案募集では点的ではありますがけれども、そこで非常に追い詰めて制度提案に行くというメリットがあります。このような世界の中で、点から線への展開ということで、一つの好事例が今回の計画の問題かという気がするわけです。毎年提案を受けていると、計画の問題は散在的にいろいろなところで出てきていて、それをまとめてみると、こういう大きな問題があるのではないかということで、計画を手段にした地方への関与という問題が現代的にあるのではないかという形で広げて、ナビゲーション・ガイドに進んでいったという経緯があります。できたらそのような活動で、点的な不服の解消からその背後にある制度的な取組に一步進めるような議論を今後も意識的にしていくと、まだできる余地はあるのかという気がしております。

例えば基準主義のような国の関与があって、すごく国でいろいろな基準を決めて、それに基づいて地方にやらせる。これに対して、そういう基準主義自体のナビゲーション・ガイドみたいなものを考えると、例えば情報の連携、先ほど言いましたけれども、ITはまだ全然使えていないところがあるので、情報連携を進めるための原則の確立とか、何か制度を起こすときに全然地方の意見を聴いていないというのが私の実感なので、大きな動きをするときには地方の少なくとも六団体などの意見は聴くことを恒常的に行うような手続や手段を設けるためのナビゲーション・ガイドなど、そういうものを幾つかやっていくとかなり国と地方の関係は変わってくるのかと思います。

手段選択についての地方の優先といいますか、同じことをやるのであれば地方が性能基準のように捉えて、手段を選択できるのだとすると非常にいいですし、今までの提案は何かをやらうとするときに足かせになることを言ってもらったのでありますが、他方で、国の法律など見ると、何も利用実態がないのにいつまでも整理がされていないようなものがたくさんあるわけで、そういう利用低調なものを地方からもやめてくださいということをするような在庫一掃のナビゲーション・ガイドのようなものを作ると

か、いろいろそういうことをやっていくと、まだ議論の余地はあるのかという気がいたしました。

私が提案募集制度を見ていますと、確かに国から地方を自由にするとするところは非常に大事な仕組みなのですが、他方で、これを熱心にされている自治体は、問題発見をして、提言をして、国の法律改正に自ら関わっていくという地方の姿が見られる。そういうことをやっている自治体は首長さんもそういう意識が非常に高いですし、その下にいる職員の人たちがこの仕組みを使って自らの政策立案能力を高めているという点が、非常に重要な点だと思います。そういう地方の政策立案能力の向上といいますか、この制度の裏にあるもう一つの要素にも着目していくことが今後大事なのかと思います。

全て雑ばくな感想ですけども、以上、付言いたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後に高橋議員、お願いできますか。

(高橋部会長) 前半の議論に参加できなくて、大変申し訳ございませんでした。

スケジュールに関しましては、前倒ししていただいて本当によかったのではないかと私自身は思っています。1次ヒアリングで全く整理をしてきていらっしやらない省庁などは、結局2次ヒアリングでやっと議論がかみ合うみたいなことが結構あります。そのときにもう一回呼ぶよと申し上げても、過去においてはそういう形で個別に実施した例もありましたけれども、日程的にタイトで、実際上実施できない場合も結構ありました。こういう形で呼ぶぞというのが実際の脅し文句になるように、前倒ししていただいてありがたいと思っています。

重点テーマに関しても、皆さんおっしゃったようにタイムリーなものだと思っています。今の地方の状況にぴったり合ったテーマで、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。

一方で、デジタルと計画に関しても、計画についてはナビゲーション・ガイドを定めていただいて厳格に見直していただくことが重要であり、新しい取組であって素晴らしいと思います。そして、この取組みを側面援助する形で、個別の問題についてリアルな形で迫力を持って提案していただくのもすごく重要かと思っています。また、デジタルについても、デジタル庁ができて作業のテンポが速くなってきたところがありますが、現実の制度を動かしていくという点では、地方からのリアルな提案もデジタル庁等にとっては参考になるところがたくさんあるのではないかと思います。提案募集の重点事項にはならなくなったのですけれども、デジタルについては勢一議員もおっしゃったように人材育成等でかなりマッチするところもありますので、そういうところを強調することも大切だと思います。重点テーマから落ちるともう終わったのかと受け止められる危惧もありますので、事務局におかれても、そこはしっかり説明していただくをご報告いただきましたので、是非そういう方向でこれらのテーマについても引き続き積極的に提案してください、ということを地方にお願いしていただければありがたいと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

事務局から議員及び構成員の皆様方の御議論や御意見をお聴きになって、コメントしていただくことがあれば頂戴しておきます。

(加藤室長) まず、資料2の部分でございますが、スケジュール等につきましてはおおむね賛同いただけたかと思えます。ありがとうございます。

また、重点募集テーマについては、いろいろこうすべきだとか、もうちょっとこういう部分をしっかり説明して募集をという趣旨の御発言を頂いたかと思えます。こちらにつきまして、私どもも明日以降説明会等でしっかり地方にコミットといいますか、働きかけをしてみりますので、その中でより具体的な、あるいはこういう視点をという機会がございますので、その中で丁寧にこの辺の趣旨をかみ砕いて、募集がうまく功を奏するように取り組んでまいりたいと思えます。

それから、この提案募集に限らず様々この有識者会議での議論、今後の分権改革の進め方につきまして御意見を頂いたかと思えます。これにつきましては、なかなか我々が十分追いついていなくて恐縮でございますが、今日頂いたお話あるいはこれまでの取組の成果等を踏まえまして整理させていただいた上で、次回以降、議論の素材を出させていただきます。またこの場で更に議論を深めていただければと思っております。その辺、お時間をいただければと思っております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

令和5年の提案募集方式の実施につきまして御審議を頂戴いたしました。提案募集方式を進めていくスケジュール及び重点募集テーマの絞り方等々については、この会議でもっておおむね御了承いただいているかと思えます。ただ、表現ぶりその他につきまして御意見が出なかったわけではないので、その点について私に御一任いただければということをお承知おきいただいて、御了承いただいて、ここでまとめさせていただければと考えております。

なお、提案募集方式を軸にして分権をこの会議で進めてきたわけですが、少しその枠を外れた問題についても検討すべきではないかという御意見がございました。どこまで枠を広げるか等々につきましては今後議論があるところだろうと思えますし、逆にそうすると様々な国の行政といえましょうか、それを審議するところと調整が必要になるかと思えます。財政制度も税制調査会とそれぞれの制度がありますので、この委員会でどうやって決めていくのかという話と周りの制度をどうやって調整するのかという2通りを考えていかなくてはいけないと思えます。これは少しお時間を頂戴しないと、ということで、継続的にこの会議で御議論していただくことだろうと思えます。

確かにそもそも世界の歴史が見えなくなっているような状況になってきているので、今までのグローバル化とローカル化みたいな進め方ではなかなか整理ができなくなっていて、余計な話ですが、「パンデミック」という「パン」というのは御存じのとおりギ

リシャ語で「全て」という意味ですし、「デミック」というのは「デミア」ですので「全ての人々」という意味ですね。ただ、「パン」というのは「全て」と同時に半獣半人の「パーン」、これは目覚めるととんでもなく、昼寝を邪魔されると怒り狂うので、目覚めて人間を驚かすことを私たちは「パニック」と呼んでいるわけですね。パンデミック、つまり、パーンの神を目覚めさせたのかどうか混乱していて、世界的にも私たちの社会の次の秩序はどうかが見えない状態になっているので、もう一回基本的に考え直すとしても、この会議で設定されているミッションとどこまでどうやるかということは少し慎重に考えていかななくてはいけないと思います。

先ほどもありましたが、事務局からもある程度の準備をしていただいて、御議論を次回以降進めていくことにさせていただいて、取りあえず先ほどまとめさせていただいたように、今年の提案募集方式の実施については、御提案いただいたことについて私の責任において修正することもあり得べし、文言の表現ぶりを修正することはあり得べしという御了解を頂いた上で、この会議として了承したということにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（神野座長） それでは、第2番目の議題につきましては、御了承を頂戴したということにさせていただいて、当面、つまり、令和5年の分権改革については、資料2の方針に基づいて提案募集の取組を推進していただきたいと思います。

続きまして「その他」のところでございますが、事務局から資料3と4について御説明を頂戴できればと思いますので、よろしくをお願いします。

（細田参事官） それでは、私から「その他」ということで、まず資料3に基づきまして、法律案について簡単に御説明させていただきます。

昨年11月の有識者会議・専門部会の合同会議で御了承いただきました対応方針案につきまして、おかげさまで12月に閣議決定をさせていただきました。お手元の参考資料としまして、3-1、3-2としてお付けしております。このうち、法律改正が必要な事項につきまして、第13次地方分権一括法案ということで、資料3にございますような形でこの3月の頭に閣議決定をさせていただくことを目指して調整を進めているところでございます。法案の内容がある程度固まってまいりましたので、こちらにお示しをさせていただいております。

内容につきましては、昨年11月の本有識者会議にお示しさせていただいた対応方針案の中の一部でございますので、本日御説明は割愛させていただきますけれども、1ページの右側にございます7つの項目が今回の一括法案の法改正事項の概要になります。この資料の3ページ以降にこの前の対応方針案のときと同じようにポンチ絵を各項目でお示ししておりますので、また御覧いただければと思います。

簡単ですが、法律案についての御説明は以上とさせていただきます。

次に、資料4を御覧いただけますでしょうか。

こちらは過去の平成 26 年から令和 3 年までの対応方針について、毎回有識者会議・専門部会の合同会議のときにフォローアップ、これを御報告させていただいておりますけれども、前回 11 月の会議で提出させていただいたものの後の状況について取りまとめたものでございます。今回この中から 2 つの点について御報告させていただきます。

1 点目、こちらは資料 4 の数字が真ん中と右側についているのですが、右下の数字で 24 ページを御覧いただけますでしょうか。左側に No. 13 とありますが、「日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ」についてでございます。中ほど、令和 3 年の対応方針には、日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、令和 4 年中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を検討すると記載してございます。右側に記載させていただいておりますとおり、日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施していただき、その結果を踏まえて、地方公共団体が寄附金などの現金を取り扱うための根拠について検討を行ったところでございます。現在はこうした根拠に該当する措置内容について、地方公共団体の意見をお聴きした上で、厚生労働省と総務省との間で調整を行っているところでございまして、引き続き地方公共団体が適正に運用できるよう検討を進めているところでございます。

もう一点、右下の数字で申し上げますと 30 ページを御覧いただけますでしょうか。左側の No. 19 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく『都道府県分別収集促進計画』策定の義務付けの廃止」についてでございます。中ほど、令和 3 年の対応方針には、都道府県分別収集促進計画については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和 4 年中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。この点、右側に記載のとおり、現在の対応状況としましては、環境省からこの計画の策定に係る事務の実態について調査するために事務連絡を発出し、この調査結果に基づいて今後の方向性について引き続き検討しているところでございます。

以上、この 2 件につきましては、既に令和 4 年中とする期限を過ぎておりますことから、特に現在の状況について御報告させていただいたところでございます。引き続き私どもとしましても適切にフォローアップさせていただき、随時、状況を本有識者会議へ御報告させていただきたいと考えております。

なお、お手元に参考資料 4 というものがございますが、こちらは関係府省における予算編成過程での検討を求めることとした提案の措置状況でございます。各府省と財政当局との協議の結果について、御参考まで御報告させていただくものでございます。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今、事務局から「その他」事項につきまして、資料 3 に基づいて第 13 次の地方分権一括法案ですね。この法案の概要と、フォローアップ状況について御説明を頂きました。た

だ今御説明いただいた報告事項につきまして、御意見、御質問があれば頂戴しておきます。いかがでございましょうか。特にございせんか。

それでは、報告事項でございますので、御承知おきいただければと思います。

まだ時間はありますが、特にほかに御発言がなければそろそろこの会議も閉めさせていただきます。いかがでございましょうか。御発言はありませんか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、最後までずっと御臨席いただきました田和内閣府事務次官から御挨拶いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(田和事務次官) 皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また、本日も活発な御議論を頂きまして、本当に感謝申し上げます。

特に「計画策定等」については、勢一座長の下で開催されたワーキンググループで熱心に御議論いただきました。本日はナビゲーション・ガイド案をお示しいただきました。これは非常に画期的なものではないかと私は思っております。今後、政府としてこのナビゲーション・ガイドを決定して、これを契機にして政府・地方公共団体の間でお互いに効率的・効果的な計画行政の推進の仕組みが回り始めるよう尽力してまいりたいと思っております。

また、令和5年の提案募集についても、本日頂きました御意見を踏まえまして、「連携・協働」「人材(担い手)確保」の2つを重点募集テーマとして進めてまいりたいと思っております。これらについては、人口減少、担い手不足、まさに地方が直面する課題について、公共サービスや人材、情報の流れをどういう形で確保・共有していくのか、こういった視点がこれまでの地方分権の議論に新しいフロンティアとして付け加わっていくのではないかと期待をしているところでございます。

引き続き地方からの提案をいかに実現するのかという基本姿勢に立ちまして、皆様の御意見を踏まえながら、力強く改革を推進してまいりたいと考えてございます。今後とも皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後まで御熱心に御討議いただきましたことに深く感謝を申し上げまして、以上でもって本日の合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)